組合相談コーナー　「マイナンバー制度」への対応について①

Q　平成27年10月から全国一斉に導入される「マイナンバー制度」（社会保障・税番号制度）の概要、ならびにマイナンバーの安全な管理と事業者として準備しなければならない内容について教えて下さい。

A　マイナンバー制度の概要について

■マイナンバー制度って何？

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤制度です。国民一人ひとりにナンバーを付して国や地方公共団体などに存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための仕組みであり、これにより給付と負担の公平化が図られるとともに、各種手続の簡素化により国民の負担も軽減されることになります。

■マイナンバーの付番・通知

マイナンバー（個人番号）は、平成27年10月から住民票を有する全ての方に対して通知される12桁の番号です。なお、平成28年1月からは個人番号カードの交付とともにマイナンバーの利用が始まり、平成29年1月からは各機関との間でマイナンバーを利用した情報連携が始まります。

マイナンバーは一生使うものであり、マイナンバーが漏えいして不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されませんので、大切に取り扱うようにしてください。

■『通知カード』と『個人番号カード』

【通知カード】

平成27年10月から、住民票の住所にマイナンバーを通知する通知カード（紙製）が郵送されます。

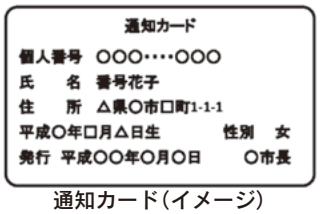

通知カード（イメージ）

【個人番号カード】

平成28年1月から、希望者からの申請により個人番号カード（プラスチック製）の交付が開始されます。

個人番号カードは顔写真つきのICカードで、表面に基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、裏面に個人番号が記載されます。

個人番号カードを提示することで、行政窓口での本人確認がスムーズにできます。また、様々な場面で身分証明書として使用されることが今後想定されます。

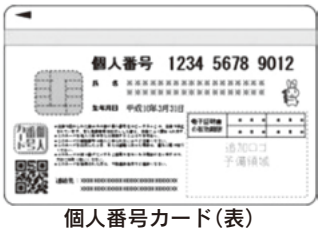

個人番号カード（表）

個人番号カード（裏）

■マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律又は条例で定められた行政手続きでのみ使用します。

社会保障分野	年金	・年金の資格取得や確認、給付　など
	労働	・雇用保険の資格取得や確認、給付　など
	医療	・医療保険の保険料徴収　など
	福祉	・福祉分野の給付、生活保護　など
税分野		・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成　など

なお、次号では、「マイナンバーの安全管理と事業者における準備」についてご紹介します。